平成２２年（フ）第６７号
愛知県豊川市蔵子７丁目４番地23
破産者　株式会社横山工業
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第９０号
京都市中京区新町通錦小路上る百足屋町396番地
破産者　株式会社林勉
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２０３号
千葉県野田市中野台533番地１
破産者　株式会社チバテック
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４号
岡山県倉敷市福田町古新田1225番地の３
破産者　有限会社大井精肉
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
広島県呉市本通４丁目１番12―302号
破産者　株式会社ビルック
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１２３号
山口県岩国市平田６丁目18番８号
破産者　有限会社翌檜建設工業
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第２４号
鹿児島県南さつま市加世田村原２丁目17番地３
破産者　原田　大藏
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第８１８４号
北海道札幌市南区石山二条２丁目７番１号
破産者　エルムソーイング株式会社
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１４６０号
山梨県中央市東花輪2171番地
破産者　東金富士株式会社
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３号
釧路市川上町４丁目１番地
破産者　有限会社ＥＮダイニングシステム
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第４９３号
千葉県佐倉市江原台１丁目12番地24
破産者　福島資材株式会社
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４９４号
千葉県佐倉市王子台５丁目７番22号　コーポ野口Ｂ－３、開始決定時の住所千葉県佐倉市江原台１丁目12番地24
破産者　福島　正信
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第５２００号
千葉県印西市原１丁目２番地
破産者　株式会社オレンジマーケット
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３６号
東京都八王子市大楽寺町612番地ふたばコーポ201号
破産者　村田　忠雄
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３３７号
東京都八王子市大楽寺町612番地ふたばコーポ201号
破産者　村田　静子
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８４２号
神戸市東灘区魚崎北町１丁目13番18号
破産者　旭保罐工業株式会社
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６号
北海道旭川市宮前通東4155番地の１　ワタナベビル１Ｆ
破産者　株式会社ＥＣコム北海道
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１５号
北海道足寄郡足寄町南２条５丁目８番地
破産者　株式会社ダイセン
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
岩手県奥州市水沢区真城字東鶴巻126番地10
破産者　有限会社成楠ハウジング
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第１６号
岩手県奥州市水沢区中田町５番40号
破産者　有限会社マルセン
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第２４１号
山形県米沢市塩井町塩野4128番地の４
破産者　米沢環境開発株式会社
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第２４９４号
横浜市瀬谷区三ツ境100番地３Ｆコート三ツ境２Ｆ
破産者　有限会社オーティーシー
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部